

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可申請に関する面談

2. 日時：令和5年2月1日（水） 13時30分～16時45分<sup>1</sup>

3. 場所：原子力規制庁7階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

益子上席放射線安全審査官、石橋放射線審査官、高田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 技術副主幹  
他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

(1) 本日、原子力機構と面談を実施し、令和4年9月27日付け放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可申請（以下「本申請」という。）により変更を行う放射線施設6施設のうち3施設における変更の内容の詳細について説明を受け、それに対し原子力規制庁から主に以下の事項を伝えた。

①JRR-3 実験利用棟（第2棟）について

- ・放射線発生装置の新設に関して、新たに設置しようとする使用施設及び廃棄施設が基準に適合するものであることを丁寧に説明すること。特に、計算による評価を要するものは、計算の条件、計算の方法等についての合理性又は妥当性について説明すること。
- ・密封されていない放射性同位元素の見直しに関して、現状における使用の状況を整理した上で、数量の変更又は使用の方法の変更のいずれに該当するものが説明すること。

②NUCEF 施設について

- ・放射線発生装置の使用の方法の変更に関して、その構造と使用の方法が明確となるよう説明すること。

③第4研究棟について

- ・密封された放射性同位元素の使用の方法の変更に関して、使用の場所ごとに使用する種類とその数量及び使用時間に一定の制限を設けることが明確となるよう説明すること。

---

<sup>1</sup> 令和5年1月25日（水）にテレビ会議システムによる面談を実施したが、ネットワークの接続不良が発生したため対面形式に変更した。

- (2) 原子力機構から、本日の面談結果を踏まえ、申請書の記載内容を明確化する等の対応を行うことについて了承した旨の回答があった。

6. 配付資料

- ・ なし